# 小・中学校の適正規模・適正配置に関する一考察

# 小・中学校の適正規模・適正配置に関する一考察

- 平成期の一自治体の「方針」に見る意義と課題-

# 伊藤一統\*1

(\*1宇部フロンティア大学短期大学部保育学科)

# What is the Appropriate Size and Location of Elementary and Junior High Schools?

The Significance and Issues Observed in the Reference Standard of a Local Government in the Heisei Era

# Kazunori Itoh\*1

(\*1Department of Nursery Education, Ube Frontier College)

少子化により児童・生徒の減少傾向が続き、また、校舎の老朽化が進む中、小・中学校の適正規模・適正配置が、市町村の政策課題のひとつとなっている。平成期の前半から半ばにかけて大きく進められてきた学校の統廃合は、いったん落ち着く様子を見せていたが、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定を契機に、平成の終わりごろより再び大きく動き出している。「適正」ということの妥当性についてのエビデンスの不十分さに加え、地域の振興・維持という政策課題を前にして、学校という存在についての価値づけに変化の見られる昨今にあって、どのような内容・アプローチがこの問題に必要とされるのか。

本稿では、こうした課題・関心の下、今後の学校の統廃合=適正規模・適正配置の政策についてのインプリケーションを得るべく、平成期に示された山口県宇部市の学校適正配置方針とそれに基づく動きを取り上げ、その意義と課題について考えた。

キーワード:学校,適正配置,適正規模,統合,市町村

Keyword: School, Appropriate size, Consolidation, Education policy, Local government

# 1. はじめに

近年の少子化の進展とそれによる児童・生徒数の減少は、各自治体に様々な施策の展開を余儀なくさせる. そのひとつに、公立小・中学校の存廃問題がある. 義務教育段階の小・中学校に関しては、基礎自治体たる市町村に設置義務があり、実施はその施策方針に委ねられている形になっている. しかし、一方で、国によって学校統合を推進する政策が展開されてきた. 1956(昭和31)年の文部省通達「公立小・中学校の統合方策について」の発出と、その翌年にこれをうけた形で「学校統合の手引」が作成された. そして、小規模学

校を統合する場合の規模は、おおむね 12~18 学級を標準とすること、通学距離は、小学校 4 km、中学校 6 kmを最高限度とすることが適当、とした基準を学校教育法施行規則に示し、学校の統合を促した。この方針の提示より、やや無理が伴うような統廃合の推進もみられたため、1973 (昭和 48) 年に「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない」とする文部省通知「公立小・中学校の統合について」が発出され、統合に対して一定の減速が図られたといえる。しかしながら、この国

# 〔保育学〕 〔原著論文〕

による統合の促進は、学校規模の「適正化」として、 通学条件への配慮による「適正配置」とセットで、児 童・生徒に対して望ましい教育環境を担保するためで あるということで正当性を有し、その「適切な推進」 が求められていくこととなった.

冒頭にも述べたように、児童・生徒数の減少という

事態がこの「適正規模・適正配置」をすすめざるを得ない大きな要素であることは間違いない. だが, それだけでこれが動いているのではないことは, 図1のグラフからもわかる. 事実, 当初の文部省の方針の発出の背景には1950年代に行われた, いわゆる「昭和の大合併」が存在している.

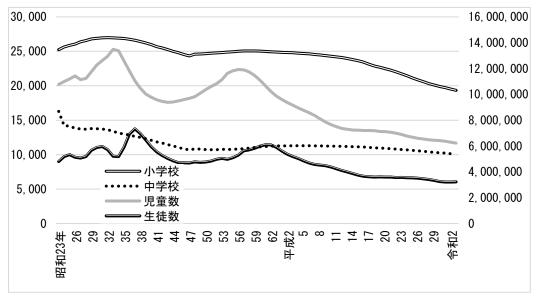


図1 全国小・中学校数と児童・生徒数の推移

文部科学省「文部科学統計要覧」より作成 ※左軸が学校数, 右軸が人数を示す



図2公立学校の年度別廃校数

出典: 文部科学省「令和3年度公立小中学校等における廃校施設及び余裕教室の活用状況について」(2022)

# [原著論文]

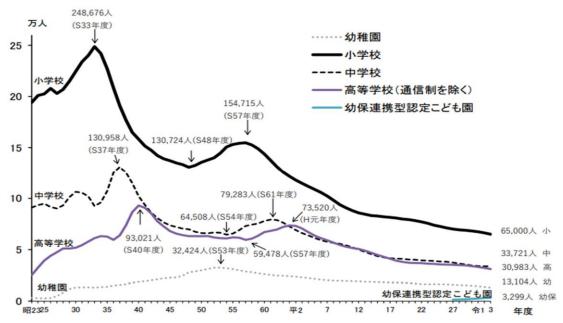


図3 山口県内の園児・児童・生徒数の推移



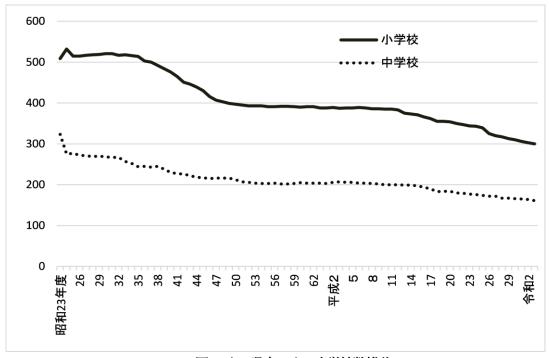


図4 山口県内の小・中学校数推移

山口県「令和3年度 教育統計調査結果報告書」(2022) より作成

1999 (平成 11) 年から、「平成の合併」と呼ばれる 市町村合併政策が推進される。そして、これと符合す るような形でふたたび学校統合の推進が進められるこ ととなった。2007 (平成 19) 年には、財政制度審議会 が提言として「学校規模の最適化」を示した。これを 受ける形で、教育再生会議の第3次報告、そして翌年の第1期教育振興基本計画と、国レベルの教育政策の中で、「望ましい学校規模」に関する言及が相次ぐこととなる。

この動きは、実際の地方の政策にも反映されていく

# [原著論文]

こととなり、小学校数を見ると、平成元年から平成10 年の間の減少が532であったのに対して、平成11年 から平成 20 年の間には 1,712 と減少数が急増する. この減少傾向はその後も続き、平成21年から平成30 年の間に2,366を数える.この時期,各市町村におい て、「適正規模・適正配置」に係る計画や方針が示され、 統廃合が遂行されてきたことによる. これらの計画や 方針においては、もちろん、それぞれの「適正」が示 されたが、この「適正」は、そのほとんどが国の示し た基準を踏襲する形で示されているのが実情であった. これらの「適正」がどのようにして定められていき、 そして受け入れられていくのか、また、それが本当に 適正なのか、といったことに関する知見の蓄積はほと んど見られない. また、学校という存在は、確かに児 童・生徒の教育のための機関ではあるが、昨今のコミ ュニティ・スクールや地域学校協働活動等の施策展開 を鑑みると、児童・生徒のための教育機関という単焦 点だけでは見ることができない側面を有する.

そこで、本小論においては、こうした課題に取り組むための一助とすべく、平成の適正規模・適正配置の方針のひとつとして山口県宇部市で示された事例について考察を行う。このケース・スタディを通じて今後に向けてのインプリケーションを得ることを目的とする。

# 2. 山口県宇部市の適正配置方針

## 2.1. 策定の背景とプロセス

山口県宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面し、陸海空それぞれひととおりの交通環境をもつ中堅都市である。明治期以降の石炭産業に端を発し、現在も瀬戸内海に面した臨界工業地帯をもつ産業都市の性格を有する。北部は平成の大合併時に隣接する楠町を併合しており、こちらは中山間地域に分類される。

山口県単位でみると、小・中学校数、児童・生徒数ともに山口県の傾向としては国レベルと同様であるといえるものの、減少の幅は大きい.このため、統廃合に関しても全国動向に漏れず、平成期、山口県内の各自治体でも小・中学校の適正配置に係る方針や計画が示されてきた.時期としては、2006(平成18)年から2009(平成21)年という、「平成の統合」ということでは中期ともいえる時期に、山陽小野田市、周南市、下関市、山口市、岩国市といった自治体が続々と適正配置に係る計画や方針を示した.宇部市はこのまとま

りの時期の最後ともいえる 2010 (平成 22) 年に「宇 部市立小中学校の適正配置の検討基準」を表した.

宇部市は、産業の転換とそれに伴う市街構造の変化等に起因する少子化やドーナツ化のために、中心部での小中学校の児童・生徒数の減少が著しいという課題を抱えていた。また、これに加えて校舎の多くが新耐震基準(昭和56年6月)前の建築であるという老朽化の問題もあった。加えて、「平成の合併」により、2004(平成16)年に北部の楠町と合併し、市域に中山間地域を増やすこととなった。

こうした中、平成20年2月に「宇部市立小中学校 適正配置検討協議会」を設置。約2年にわたって検討 を行い、平成22年4月に提言(以下「方針」と称す) が示され、これをもって「宇部市立小中学校の適正配 置の検討基準」として運用されることとなった。

# 2.2. 「方針」の概要

# 2.2.1. 構成

宇部市の「方針」は以下のような構成となっている.

- 1.はじめに
- 2.宇部市立小中学校の現状
- 3.適正配置に向けた方針(本案)を策定するにあたって
- 4.適正配置に向けた方針
- 5.資料

2の「現状」では、児童生徒数と学校数の推移、学校規模と通学区域、さらに学校施設の状況についての説明がなされている。ここでは、特に市内の児童・生徒数がピーク時の3割程度になっている旨が述べられ、さらに近未来には、ピーク時の15%程度にまで落ち込むとする予想値が示されている。

これを受けて、3 で適正配置の方針策定に向けた方向性が示され、4 で具体的な「方針」が示されているが、このうち3では①適正配置を検討する意義、②適正配置に係る国の基準、③適正配置に向けた方針を作成するにあたって、という3 つの項目から構成され、国の基準を参照しながら、適正配置を考えるための方向性を示している。

## 2.2.2. 「方針」の考え方について

方向性として示されているうちの③「適正配置に向けた方針を作成するにあたって」の全文を表1に示している。これには、当時の他の自治体と一線を画すともいえる独自の特徴が示されている。一つは、この案が「各個別の学校に関する具体的な統廃合の計画を定めるものではない」としている点である。ほかの自治

## [原著論文]

体では、学校名を示した具体的な統廃合計画を示したところも少なくない。これに対して、この「方針」では、明確にそれを否定したうえで「段階的な対応の基準を定める」としている。もっとも、この点については、ほかの自治体においても同様の形をとるものがないわけではない。二つめが「協働の精神の尊重」である。前述の「個別の学校の計画でない」ということも

併せて、住民主体で考える仕組みとしているところは大きな特徴といえる。そしてもう一つが、「基準が複数になることもあり得る」とした点である。公平性の担保という点から、一律の基準を設け、どうしても難しい場合は特例的に扱うことが多いように見受けられる。これに対してこの「方針」では、当初より全市的な基準の設定を放棄するとしている。

# 表1 3-3「適正配置に向けた方針を作成するにあたって」

①教育環境を児童・生徒にとって最善となるように教育の効果と機会の均等のバランスを考慮したものであること

本案策定の趣旨は、学校で学ぶ児童・生徒にとって教育環境を最善のものとすることを「適正」と考え、 それに向けて教育の効果と機会均等のバランスを考えたものである.

②本案は適正配置の検討に向けた方針を定めるものであること

本案は市レベルから適正配置への動きを必要とする基準を定めるものであり、各個別の学校に関する具体的な統廃合の計画を定めるものではない. 将来的に予測される児童生徒数・学級数の数値によって、段階的な対応の基準を定める.

③学校の適正配置について、協働の精神を尊重するものであること

各個別の学校に関する具体的計画を定めるにあたっては、市民主権と「宇部方式」の精神に則り、当該地域の主体性を尊重し、市と関係校区民が、協力して学校の適正配置について論議していく場(該当校区に設置する協議会)を設置して行う.

④地域や学校の実状に合わせた方針を定めること

地勢,人口や交通,産業の分布等を鑑みた方針を定める.よって,画一的に全市域に基準を当てはめるのではなく,基準が複数になることもあり得る.

また、学校の適正配置実施の手段については、一般的に「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が考えられるが、コミュニティ施策や地域での学校の位置づけなどを鑑みるに、原則として後者を軸に方針を定めるものである.

# 2.2.3. 「方針」の内容

こうした特徴的な方向性に則り、「方針」として示されたのは、①市域を北部ブロックと市街地ブロックの2ブロックに分けて考える、②市街地ブロックで3段階、北部ブロックで2段階の検討基準を設定する、という二つの柱によるものだった。いずれも市と関係校区の住民の協働組織である「協議会」を置くことについて示したものであり、これが段階(6年後に予測される児童・生徒数による指標)によって、①2年以内の適正配置計画策定の義務あり、②適正配置を検討する義務あり、③適正配置に関する協議をすることができる、というように分けられている。

そのほか、これらの基準以外にも、校区の住民からの要望があり、これが「妥当なものである」と認められる場合には「協議会」を置くことができる旨も付記されている。

# 3. 考察~宇部市の「方針」にみる意義と限界と

# 3.1. 「令和期の」学校統合推進動向

現在、「令和期の」ともいうべき学校統合が進んでい

る. 平成期に適正規模・適正配置の計画や方針を策定 した自治体にあっても軒並み,第2次あるいは3次と いった新たな計画や方針をつくりつつある.

これには、昭和、平成とは異なる背景がある、昭和、 平成に関しては、前述のようにその背景に市町村合併 の推進があった.しかし、今次の統合施策については、 2014 (平成 26) 年に内閣府が示した「経済財政運営と 改革の基本方針2014」において、学校規模の適正化に 向けた学校統廃合の指針の見直しが盛り込まれたこと にはじまり、教育再生実行会議の第5次提言や「まち・ ひと・しごと創生総合戦略」といったものにおいて、 学校の適正規模化へ言及が重ねられることによって、 その動きを活発化したという経緯となる. 2015 (平成 27) 年には、それまでの指針に代えて、「公立小学校・ 中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下、 「手引」と称する)が示された. この「手引」の特徴 として、①学校規模の標準について、従来の考えや基 準を踏襲しながら、1 学年に1 学級以下の学校につい ては、統合の適否を速やかに検討することとしている 点, ②通学距離に関しては, 従前の距離 (小学校 4km,

〔保育学〕 〔原著論文〕

中学校 6km 以内)によるものに加え、バス通学等を前提に1時間以内との時間の目安を示したこと、さらに③本「手引」では、小規模校の存続を図る場合の方策について、また、休校した学校の再開等への言及といったことが、それぞれ章を設けるという形で大きく取り上げられている、といったことがあげられる。なにより、「基本的な考え方」として「地域コミュニティの核としての性格への配慮」が示されたのはこれまでとの大きな違いといえよう。



図 5 宇部市の「地域コミュニティ」区分図 出典:宇部市公式ウェブサイト (https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/ shiminjinken/community/index.html)

# 3.2. 平成期の宇部市の「方針」を考える

宇部市の「方針」は、「協働のまちづくり」を意識して構築されている点から、ある意味で今回の「手引」を予見したかのような性格を有しているといえる。宇部市の「地域」に係る諸施策は小学校区単位を「地域コミュニティ」と位置づけている。地域政策については全国的にもこれと同様の扱いを行っている自治体が多いように見受けられる。適正配置の計画・方針の類の中にも、例えば統合の計画について「自治会区域」との整合性を考慮するようにとしたものも散見される。この点については、行政内での首長部局と教育部局の

違い等から、考慮されないことや連携の動きが鈍いこ とが多い. だが、新たな「手引」に見られるように、 学校という存在に対して、単なる教育機関としてでは なく、「地域の核」たりうる価値を見出すのであれば、 もっと総合的な視点からの検討が必要ということにな ろう. この点において、宇部市の「方針」における地 域協議会による策定方式は、住民自治の意識喚起の効 用も含め、有効な方法の一つとして考えることができ る. もっとも、こうしたやり方について、批判的解釈 をするならば、地域へ投げることで最終決定の責任を 回避しているとする見方もできる. しかしながら、そ もそも「地域」「住民」「行政」等のタームが曖昧なま ま用いられている現代の自治の領域にあって、しかも 住民自治や市民の主体的参画ということを強調せざる を得ない今の行政経営の中では、広く関係する住民を 巻き込み合意形成へと導く方法をとることこそ重要で あるといえよう.

# 3.3. 平成期の「方針」に基づく「成果」

但し、こうした地域の合意形成に重きを置く方法は 諸刃の剣ともいえる、実際に、「方針」が示されてから 基準に基づき実行されたのは、宇部市内で一つの小学 校と一つの中学校に関する協議会の設置であり、その 結果、2016 (平成28) 年に小野中学校と厚東中学校を 統合し、厚東川中学校の設立をみたにすぎない. 小学 校(見初小学校)に関しての協議は、統合に至らなか った<sup>1)</sup>. もちろん, 統合しないということも立派な意 思決定でもあり、統合が成ったことのみを成果とすべ きではない. だが、統合の成った中学校の例に関して も「関係校区協議会での合意と異なる」といった指摘 2) がなされており、これには、「方針」における基準に ついての行政内部での理解、また、その運用をどのよ うに行っていくかということについての練り上げとい ったことが十分にできていなかったことが推察される. この点については今後に課題を残す点といえよう.

だが、それ以上に「地域」という場での合意形成がいかに難しいかということを示しているともいえる。 そもそも、学校をめぐるステークホルダーとしては、様々な立場の者が存在するのであり、それらが「合意」へと至るためには、十分な情報共有に裏打ちされた、相互理解と信頼関係が必要であり、そしてまた、そのための十分な時間と機会の提供がなされなければならない。その意味では、迅速さやある種の合理性とは相反する可能性が大であることは否定できない。住民の合意による効果と、こうした事業遂行としての合理性

# [原著論文]

とについてどのようにバランスをとるのか,この辺り の見極めが,地域自治をコーディネートする意味での 今後の行政経営における重要な課題となろう.

# 4. おわりに

本稿においては、学校適正配置ということに関して、 平成期の山口県宇部市の事例を取り上げた.これには、 宇部市の方針が「協働」を前面に出し、住民主体で計 画を検討するという特徴的なものであったこと、そし て、令和を迎え、その「方針」による「成果」を見る ことができる時期に来たということがある. そこにみ られたのは、決してスムーズな統合の進行がすすむと いうものではなかったということだ、むしろ紆余曲折 が増すようにさえ思われる. ただ, 施策の「合理性」 をどこに求めるのかということによって評価は大きく 変わってくる. 現行学習指導要領のめざすところに「社 会に開かれた教育課程」の実現がうたわれていること、 地域に係る部分が大幅に増強された最新の「手引」の 内容といったことを見るにつけても、「いま」の時点の 子どもたちの集団規模と通学距離だけで「適正」を評 価することの妥当性に疑義を持つことは自然のように 思われる. また、「地域学校協働活動」をして学校をめ ぐる文教政策の大きな柱としている上は、学校教育お よびそれを行う場としての学校という存在の「適正」 について、今少し総合的な見方、かかわり方が必要と 思われる.

なお、より有効な学校統合に資するためには、平成期に行われてきた事業について、その計画策定・実施プロセスへのより丁寧な分析とともに、住民の意識の変化など、今少し広範・長期にわたる対象のフォローの必要性があるといえる.

# 5. 注および参考文献

# 5.1. 注

- 1) 2010 (平成22) 年から「宇部市立見初小学校の適 正配置協議会」と、それを引き継いだ「見初・神原校 区の新しい学校づくり準備委員会」により検討が重ね られたが、統合しないとの結論となった.
- 2) 宇部市議会・志賀光法議員のウェブサイト ( http://genki.city-ube.jp/shitumon/h24.6.html ) 「H24年6月議会報告」による.

#### 5.2. 参考文献

1) 葉養正明: 少子高齢化社会における小中学校の配置と規模に関する資料集 (第二集), 2010.

- 2) 文部科学省:「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜」, 2015.
- 3) 若林敬子:「学校統廃合と人口問題」『教育社会学研究』82, pp27-42, 2008.

# 6. (資料)「宇部市立小中学校の適正配置に向けた 方針について(提言)」抜粋:適正配置方針

# 4. 適正配置に向けた方針

#### 4.1. 検討対象の分類について

#### 4.1.1 北部と市街地

「乳実的な方針」の観点から、本市の状況を見た場合、地理的・地域的な要素、各 学校の状況等から、適正配置の基準を北部プロックと市街地プロックに、分けて検討 することとした。両プロックに属する校区は、以下のとおりとする。

北部プロック・・・・・厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部 市街地プロック・・・・北部プロック以外の校区

#### 4.1.2 学級規模

学級数算出の基準としては、平成21年度時点の、中学校が35人、小学校1・2年が35人、3~6年を40人学級とした。

#### 4.2. 宇部市の状況に応じた適正配置の検討の基準

宇部市の状況に応じた適正配置の検討基準は、次のとおりとする。 なお、基準は、段階的に分かれており、基準表を作成して整理を行った。

#### 4.2.1 市街地ブロックの小学校について

市街地ブロックの小学校について、以下のように3段階を設定する。

#### (1) [2年以内の適正配置計画策定とその後の計画実施を必要とする場合]

教育委員会は、住民基本台帳(住民製)から、6年後に予測される学級数(以下「予測学級数」という。)が、1~5学級(複式学級が発生)になる場合は、該当校区に当該小学校の適正配価に関する協議会を設置する。その協議会において、市と該当校区民及びその周辺校区民(以下「関係校区民」という。)は、統廃合を始めとする適正配置計画を2年以内に策定し、その後実施に向けて着手しなければならない。

#### (2) [適正配置について協議会の設置を必要とする場合]

数育委員会は、住民基本台帳(住民票)から、6年後に予測される児童数(以下「予測児童数」という。)が、学校全体で90人以下(1学級当たり15人以下)になる場合は、該当校区に当該小学校の適正配置に関する第議会を設置する。その協議会において、市と関係校区民は、統廃合を始めとする適正配置計画について検討を開始しなければならない。

#### (3) 「適正配置について協議会を置くことができる場合]

教育委員会は、予測児童数が、学校全体で120人以下(1学級当たり20人以下) になる場合は、該当校区に当該小学校の適正配置に関する協議会を設置することができる。その協議会において、市と関係校区民は、適正配置について協議を行う。

#### <参考>

- \*「協議会」とは、教育委員会が設置する、「適正配置」を検討するための正式な合議機関であり、「適正配置」の検討を必要とする学校区の住民を中心として、市や周辺校区民等から構成される協働組織である。
- \*「適正配置」とは、既存の学校について、学校の規模、通学区域等の児童生 徒を取り巻く教育条件について、自治会地域との整合性などの地域事情、地 趣的条件等を勘案し、複数の学校の統廃合をはじめとして、通学区域の弾力 化、小中一貫化等の手段を講じて、最善の教育環境を担保するようにするこ とをいう。
- \*小学校の複式学級の編制基準は、2つの学年で、第1学年を含む場合は、 8人以下、第1学年を含まない場合は、16人以下である。

# [原著論文]

#### 市街地ブロックの小学校

協議会の 設置者	教育委員会			
主体と なる者				
適正配置 の 検計基準	1~5学級 (複式学級が存在)	全体数で90人以下 (1学級当たり15人以下)	全体数で120人以下 (1学級当たり20人以下)	
	統廃合を始めとする適正配置 計画を2年以内に策定し、その 後実施に向けて着手しなけれ ばならない	統廃合を始めとする適正配置 計画について検討を開始しな ければならない	適正配置について協議会を設置し、協議を行うことができる	
該当校	該当無し	該当無し	見初小学校	

- \*関係校区民とは、該当校区民とその周辺校区民をいう
- \*適正配置の検討基準は、6年後(平成27年)に予測される児童数または学級数を指標とする。

#### 4.2.2 北部ブロックの小学校について

北部ブロックの小学校について、以下のように2段階を設定する。

#### (1) [適正配置について協議会の設置を必要とする場合]

数育委員会は、予測児童数が、学校全体で12人以下(1学級当たり2人以下)になる場合は、該当校区に当該小学校の適正配置に関する協議会を設置する。その協議会において、市と関係校区民は、統廃合を始めとする適正配置計画について検討を開始しなければならない。

#### (2) [適正配置について協議会を置くことができる場合]

教育委員会は、予測学級数が、3学級(完全複式学級)になる場合は、該当校区に当 該小学校の適正配置に関する協議会を設置することができる。その協議会において、 市と関係校区民は、適正配置について協議を行う。

#### 北部ブロックの小学校

協議会の 設置者	教育委員会		
主体となる者	市及び関係校区民		
適正配置 の 検討基準	全体数で12人以下 (1学級当たり2人以下) (複式学級で4人以下)	3学級 (完全複式学級)	
協議会の 設置目的		適正配置について協議会を設置し、協議を行うことができる	
該当校	該当無し	吉部小学校 小野小学校	

- \*関係校区民とは、該当校区民とその周辺校区民をいう
- \*適正配置の検討基準は、6年後(平成27年)に予測される児童数または学級数を指標とする。

#### 4.2.3 市街地ブロックの中学校について

市街地ブロックの中学校について、以下のように3段階を設定する。

#### (1) [2年以内の適正配置計画策定とその後の計画実施を必要とする場合]

教育委員会は、予測学級数が、1~2学級(複式学級が発生)になる場合は、該当校区に当該中学校の適正配置に関する協議会を設置する。その協議会において、市ど関係校区民は、統廃合を始めとする適正配置計画を2年以内に策定し、その後実施に向けて着手しなければならない。

# (2) [適正配置について協議会の設置を必要とする場合]

数育委員会は、予測学級数が、3学級になる場合は、該当校区に当該中学校の適正 配置に関する協議会を設置する。その協議会において、市と関係校区民は、統廃合を 始めとする適正配置計画について検討を開始しなければならない。

## (3) [適正配置について協議会を置くことができる場合]

教育委員会は、予測学級数が、4~6学級になる場合は、該当校区に当該中学校の 適正配置に関する協議会を設置することができる。その協議会において、市と関係校 区民は、適正配置について協議を行う。

#### <参考>

\*中学校の複式学級の編制基準は、2つの学年で、8人以下である。

#### 市街地ブロックの中学校

協議会の 設置者	教育委員会		
主体と なる者			
適正配置 の 検討基準	1~2学級 (複式学級が存在)	3学級 (1学年1学級)	4~6学級
	統廃合を始めとする適正配置 計画を2年以内に策定し、その 後実施に向けて着手しなけれ ばならない	統廃合を始めとする適正配置 計画について検討を開始しな ければならない	適正配置について協議会を設置し、協議を行うことができる
該当校	該当無し	該当無し	(神原中学校)※1

- \*関係校区民とは、該当校区民とその周辺校区民をいう
- \*適正配置の検討基準は、6年後(平成27年)に予測される学級数を指標とする。
- ※1 神原中学校は、学校選択制の対象学校であり、選択の状況によっては、検討基準から外れる可能性 がある。

#### 4.2.4 北部ブロックの中学校について

北部プロックの中学校について、以下のように2段階を設定する。

#### (1) [適正配置について協議会の設置を必要とする場合]

教育委員会は、予測学級数が、1~2学級(複式学級が発生)になる場合は、該当校区に当該中学校の適正配置に関する協議会を設置する。その協議会において、市と関係校区民は、統廃合を始めとする適正配置計画について検討を開始しなければならない。

#### (2) [適正配置について協議会を置くことができる場合]

教育委員会は、予測学級数が、3学級になる場合は、該当校区に当該中学校の適正 配置に関する協議会を設置することができる。その協議会において、市と関係校区民 は、適正配置について協議を行う。

#### 北部ブロックの中学校

協議会の 設置者	教育委員会		
主体と なる者	市及び関係校区民		
適正配置 の 検討基準	1~2学級 (複式学級が存在)	3学級 (1学年1学級)	
協議会の 設置目的	統廃合を始めとする適正配置 計画について検討を開始しな ければならない	適正配置について協議会を設置し、協議を行うことができる	
該当校	(小野中学校)※2	(厚東中学校)※3	

- \*関係校区民とは、該当校区民とその周辺校区民をいう
- \*適正配置の検討基準は、6年後(平成27年)に予測される学級数を指標とする。
- \*2・3 小野中学校は、小野小学校区に協議会を設置する際に、併せて協議が可能なこと、 また、厚東中学校は、改築が始まる予定であるので、地域や学校の実情に合わせた方針を 定めることが、必要である。

#### 4.2.5 過大規模校について

国の基準による学校規模一覧表(資料5)のとおり、31学級以上の学校を過大規模校とする。

教育委員会は、予測学級数が、31学級以上になる場合は、該当校区に当該学校の 適正配置に関する協議会を設置することができる。その協議会において、市と関係校 区民は、適正配置について協議を行う。

#### 4.2.6 校区民からの要望による場合

これらの基準に限らず、校区民から適正配置の検討について要望があり、これが妥当なものであると認められる場合は、教育委員会は、該当校区に当該学校の適正配置に関する協議会を設置することができる。その協議会において、市と関係校区民は、適正配置について協議を行う。

#### 4.3. その他

# 4.3.1 提言時点の状況について

本基準により、小学校では、市街地ブロックの見初小学校と、北部ブロックの小野 小学校・吉部小学校が、それぞれ、[適正配置について協議会を置くことができる場合] に該当する。

これらの校区には、平成22年度中に協議会を設置し、それぞれの適正配置について、学校規模の差によるメリット・デメリット、教育的効果等を説明した上で、子どもたちのより良い学習環境を整備していくという教育的な視点から、意見を聴いて協議していくべきである。また、議論の状況によっては、具体的な統廃合のシミュレーション等についても示していくことも必要である。

# [原著論文]

次に、中学校では、市街地プロックの神原中学校が [適正配置について協議会を置くことができる場合] に、北部プロックの小野中学校が [適正配置について協議会の設置を必要とする場合] に、厚東中学校が [適正配置について協議会を置くことができる場合] に該当するが、神原中学校は、学校選択制の学校であり、選択の状況によっては、基準から外れる可能性があること、小野中学校は、前述の小野小学校区に協議会を設置する際に、併せて協議が可能なこと、厚東中学校は改築が始まること等により、地域や学校の実状に合わせた方針を定めることが必要である。

## 4.3.2 今後の課題について

「協議会」の設置・運営方法

協議会の設置・運営については、別途、規則・要項等で規定することが望まし い。協議会委員に、充て職として学校評議員を委嘱すること等も、考えられる。

本案の修正の余地・可能性

現在、文部科学省中央教育審議会において、適正規模の見直しが行われている が、この動向によっては、本案は、修正される可能性がある。

社会増等への対応

市と関係校区民が、統廃合を始めとする適正配置計画を策定した後に、予測児童 数・学級数が、著しく変動している場合(急激な社会増等)は、その状況に合わせ た対応を取る必要がある。